

平成21年5月22日

多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会

申し合わせ事項(案)

多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（以下「審議会」という。）の運営は、下記により行うこととする。

(審議会)

- 1 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て非公開で協議会を開催することができる。

(オブザーバー制度)

- 2 多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例第3条第2項に規定する区域代表の委員は、委員1名につき補佐として当該推薦団体の中から2名までのオブザーバーを審議会の承認を得て指名登録することができる。

オブザーバーは、審議会から求められたとき、又は審議会の承認を得て発言することができる。その際は、メモで会長に申し出る。

オブザーバーは、審議会委員の身分を有しない。

(会議録)

- 3 審議会を開催した場合は、会議録を作成し、閲覧に供する。
会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。

(審議会に対する要望書等)

- 4 審議会に対する要望書等は、開催日の1週間前までに事務局に届いたものを会議に提出し、それ以後に届いたものは次回の会議に提出するものとする。

(傍聴人)

- 5 傍聴人の取扱いについては、別紙（傍聴人遵守事項）のとおりとする。

(その他)

- 6 その他審議会の運営に関し必要な事項は、その都度審議会において協議して定めるものとする。